

愛媛県報

発行 愛媛 媛 県

第1983号

平成20年7月22日火曜日 第1983号

◇ 目 次 ◇
告 示

救急診療所の協力申出807指定障害福祉サービス事業者の指定807指定障害福祉サービス事業の廃止807指定障害福祉サービス事業を行う事業者の名称及び所在地の変更808保安林の指定の解除808愛媛県漁業近代化資金利子補給規程の一部改正808道路の位置の指定810落札者等の告示810

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第1097号

次の診療所は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定による救急診療所である。

平成20年7月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名	称	所	在	地	開設者名	認 定 の 有効期限
片木脳社	申経外科	今治市	別名274番地		医療法人隆典会	平成23年 7月21日 まで

○愛媛県告示第1098号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。 平成20年7月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

声类类平口	指定障害						指定障害福祉	指定障害福祉	サービス事業所	指 定 日 日
事業者番号	氏名又は名称	主たる事務所 の 所 在 地	代	代表者の氏名		名	サービスの種類	名 称	所 在 地	年月日
3810101299	有限会社FUMO	松山市保免西二丁目 3 番10号ドウシシャビル 1 - 2 F	友	田	勇	規	居宅介護	訪問介護事業所花ぐみ	愛媛県松山市保免西二 丁目3番10号ドウシシャビル 1-2F	平成20年 7月1日
3810101299	有限会社FUMO	松山市保免西二丁目 3 番10号ドウシシャビル 1 - 2 F	友	田	勇	規	重度訪問介護	訪問介護事業所花ぐみ	愛媛県松山市保免西二 丁目3番10号ドウシシャビル 1-2F	平成20年 7月1日
3811400146	社会福祉法人野村町社 会福祉協会	西予市野村町野村 8 号 467番地	池	田	忠	幸	居宅介護	ヘルパーステーション ハート	愛媛県西予市野村町野村 8 号479番地 1	平成20年 7月1日
3811400146	社会福祉法人野村町社 会福祉協会	西予市野村町野村 8 号 467番地	池	田	忠	幸	重度訪問介護	ヘルパーステーション ハート	愛媛県西予市野村町野村 8 号479番地 1	平成20年 7月1日
3811400146	社会福祉法人野村町社 会福祉協会	西予市野村町野村 8 号 467番地	池	田	忠	幸	行動援護	ヘルパーステーション ハート	愛媛県西予市野村町野村 8 号479番地 1	平成20年 7月1日
3813500067	特定非営利活動法人福 祉親愛会	松山市西石井一丁目 1 番25号クリエーション ビル 7 階	渡	邉	文	春	自立訓練(生 活訓練)	トミー自立訓練所	愛媛県伊予郡松前町大 字徳丸字天王1338番地	平成20年 7月1日

○愛媛県告示第1099号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業を廃止した旨の届出があった。

平成20年7月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者				指定障害福祉 サービスの種類	廃止に係る指定障害福祉サービス事業所					届 年 月 出
争耒白留写	氏名又は名称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の	D氏名	サービスの種類	名	称	所	在	地	年月日
3813200023	社会福祉法人上島町社会福祉協議会	越智郡上島町岩城2239番地	岡 野	英二	居宅介護	弓削居宅介記	隻事業所	越智郡上削218番	-島町= 地 2	弓削上弓	平成20年 3月31日
3813200023	社会福祉法人上島町社会福祉協議会	越智郡上島町岩城2239 番地	岡 野	英二	重度訪問介護	弓削居宅介詞	隻事業所	越智郡上削218番	_島町= 地 2	弓削上弓	平成20年 3月31日
3813200031	社会福祉法人上島町社 会福祉協議会	越智郡上島町岩城2239番地	岡野	英二	居宅介護	生名居宅介記	隻事業所	越智郡上 番地の3	島町生	生名2133	平成20年 3月31日

3813200031 社会福祉法人上島町社 越智郡上島町 会福祉協議会 番地	岩城2239 岡野英二 重度訪問介証	麦 土石店七川護事耒川 妥+44のっ	成20年 月31日
---	--------------------	---------------------	--------------

○愛媛県告示第1100号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があった。

平成20年7月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

	指定障害	雪福祉サービス	事業者		指元	業所			
事業者番号	氏名又は名称	主たる事務所	代表者の氏名	指定障害福祉 サービスの種類	名	称	所 7	在 地	届 出 年月日
	10.400000000000000000000000000000000000	の所在地	1人校有の氏石	クロハの行業祭	変 更 前	変 更 後	変 更 前	変 更 後	. ,, ,
3813200015	社会福祉法人上島 町社会福祉協議会	越智郡上島町生名 2133番地 3	岡 野 英 二	居宅介護	岩城居宅介護 事業所	上島町社協居 宅介護事業所	越智郡上島町 岩城2239番地	越智郡上島町 生名2133番地 3	平成20年 4月1日
3813200015	社会福祉法人上島町社会福祉協議会	越智郡上島町生名 2133番地 3	岡 野 英 二	重度訪問介護	岩城居宅介護 事業所	上島町社協居 宅介護事業所	越智郡上島町 岩城2239番地	越智郡上島町 生名2133番地 3	平成20年 4月1日

○愛媛県告示第1101号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、 次のように保安林の指定を解除する。

平成20年7月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 解除に係る保安林の所在場所 新居浜市大永山字鶴嘴339の1(次の図に示す部分に限る。)、 339の28、339の29

- 2 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 3 解除の理由 道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁及び新居浜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1102号

愛媛県漁業近代化資金利子補給規程(昭和44年10月愛媛県告示第881号)の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県漁業近代化資金利子補給規程の規定は、平成20年6月18日以降に利子補給承認される漁業近代化資金について適用し、同日前に利子補給承認された漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成20年7月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後 改 正 前

(利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び補給率)
第2条 利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び利子補給
率は、次のとおりとする。

漁業近代化資金の種類

利子補給率

利子補給率

和子補給率

和子補給率

和子補給率

和子補給率

和子補給率

和子補給率

漁業近代化資金の種類	利子補給率			漁業近代化資金の種類	利子補給率						
	法第2条	法第	法第	法第	法第		法第2条	法第	法第	法第	法第
	第2項第	2条	2 条	2 条	2 条		第2項第	2 条	2 条	2 条	2 条
	1号から	第 2	第 2	第 2	第 2		1号から	第 2	第 2	第 2	第 2
	第4号ま	項第	項第	項第	項第		第4号ま	項第	項第	項第	項第
	でに掲げ	5 号	1号	2 号	5 号		でに掲げ	5号	1号	2 号	5 号
	る融資機	に掲	に掲	及び	に掲		る融資機	に掲	に掲	及び	に掲
	関が、同条	げる	げる	第 4	げる		関が、同条	げる	げる	第 4	げる
	第1項第	融資	融資	号に	融資		第1項第	融資	融資	号に	融資
	1号から	機関	機関	掲げ	機関		1号から	機関	機関	掲げ	機関
	第 5 号ま	が、	が、	る融	が、		第 5 号ま	が、	が、	る融	が、
	で及び第	同条	同条	資機	同条		で及び第	同条	同条	資機	同条
	10号に掲	第 1	第 1	関が、	第 1		10号に掲	第 1	第 1	関が、	第 1
	げる者(漁	項第	項第	同条	項第		げる者(漁	項第	項第	同条	項第
	業近代化	1号	6 号	第 1	6 号		業近代化	1号	6 号	第 1	6 号

	資金融通	から	に掲	項第	から		資金融通	から	に掲	項第	から
	法施行令	第 5	げる	6 号	第10		法施行令	第 5	げる	6 号	第10
	(昭和44	号ま	者に	から	号ま		(昭和44	号ま	者に	から	号ま
	年政令第	で及	貸し	第10	でに		年政令第	で及	貸し	第10	でに
	209号。以	び第	付け	号ま	掲げ		209号。以	び第	付け	号ま	掲げ
	下「令」と	10号	る場	でに	る者		下(今)と	10号	る場	でに	る者
	いう。)第	に掲	合	掲げ	(同		いう。)第	に掲	合	掲げ	(同
	5 条に規	げる		る者	号に		5条に規	げる		る者	号に
	定する団	者(令		(同	掲げ		定する団	者(令		(同	掲げ
	体に限	第 5		号に	る者		体に限	第 5		号に	る者
	る。)に貸	条に		掲げ	にあ		る。)に貸	条に		掲げ	にあ
	し付ける	規定		る者	つて		し付ける	規定		る者	つて
	場合	する		にあ	は、		場合	する		にあ	は、
		団体		つて	令第			団体		つて	令第
		に限		は、	5 条			に限		は、	5 条
		る。)		令第	に規			る。)		令第	に規
		に貸		5 条	定す			に貸		5 条	定す
		し付		に規	る団			し付		に規	る団
		ける		定す	体を			ける		定す	体を
		場合		る団	除く。)			場合		る団	除く。)
				体を	に貸					体を	に貸
				除く。)	し付					除く。)	し付
				に貸	ける					に貸	ける
				し付	場合					し付	場合
				ける						ける	
				場合						場合	
1・2 省略						1 • 2 省略					
3 漁船漁具保管修理	年 1 分 2	年 1	年 1	年 <u>4</u>	年 <u>4</u>	3 漁船漁具保管修理	年 1 分 2	年 1	年 1	年 <u>5</u>	年 <u>5</u>
施設、漁業用資材保	厘 5 毛	分 5	分 2	厘 5	厘 5	施設、漁業用資材保	厘5毛	分 5	分 2	厘	厘
管施設、漁船用油水		毛	厘 5	毛	毛	管施設、漁船用油水		毛	厘 5	_	_
供給施設、養殖池、			毛			供給施設、養殖池、			毛		
蓄養池、水産種苗生						蓄養池、水産種苗生					
産施設、養殖用作業						産施設、養殖用作業					
舎、水産物処理施設、						舎、水産物処理施設、					
水産物保蔵施設、水						水産物保蔵施設、水					
産物加工施設、製氷						産物加工施設、製氷					
冷凍施設、水産物等						冷凍施設、水産物等					
運搬施設、水産物販						運搬施設、水産物販					
売施設又は漁業用通						売施設又は漁業用通					
信施設の改良、造成						信施設の改良、造成					
又は取得に必要な資金(治剤の沿海・オ						又は取得に必要な資					
金(漁船の改造、建						金(漁船の改造、建					
造若しくは取得に必要なもの又は次号等						造若しくは取得に必要なものとは次号等					
要なもの又は次号若						要なもの又は次号若					
しくは第5号に掲げ						しくは第5号に掲げ					
るものを除く。)						るものを除く。)					
4~6 省略						4~6 省略					
7 漁村情報処理・通			同上	年 <u>4</u>	年 <u>4</u>	7 漁村情報処理・通			同上	年 <u>5</u>	年 <u>5</u>
信施設(有線放送施				厘 5	厘 5	信施設(有線放送施				厘	厘
設及び有線放送電話				<u>毛</u>	毛	設及び有線放送電話				_	
施設を含む。)、漁船						施設を含む。)、漁船					
船員臨時宿泊施設、						 船員臨時宿泊施設、					

漁業者研修施設、集	漁業者研修施設、集		
会施設、託児施設、	会施設、託児施設、		
診療施設、水道施設、	診療施設、水道施設、		
ガス供給施設、下水	ガス供給施設、下水		
道施設、地域休養施	道施設、地域休養施		
設、漁村広場施設、	設、漁村広場施設、		
漁村センター、生活	漁村センター、生活		
安全保護施設、連絡	安全保護施設、連絡		
道又は廃棄物処理施	道又は廃棄物処理施		
設の改良、造成又は	設の改良、造成又は		
取得に必要な資金	取得に必要な資金		
8 省略	8 省略		

○愛媛県告示第1103号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定 により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成20年7月22日

東予地方局長 長谷川 寿

- 1 指定年月日及び番号 平成20年7月9日 20東四土(道)第1号
- 2 道路の位置 四国中央市妻鳥町字殿西 403番4、408番1、408番4及び4

11番 1

幅員 6.04メートル~ 6.09メートル 延長 76.17メートル

- 3 申請人の住所及び氏名 四国中央市川之江町60番地の 1 有限会社旭産業 代表取締役 池添 義和
- 4 図面省略

○愛媛県告示第1104号

次のとおり落札者を決定した。 平成20年7月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務 を担当する機関の 名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を 決定した手続き	入札公告日
ICカード運転免許証作成システムの借入れ	愛媛県警察本部警 務部会計課 愛媛県松山市南堀 端町2番地2	平成20年 6 月27日	株式会社東芝四国支社 香川県高松市寿町二丁 目2番7号	1円 (月額)	一般競争入札	平成20年 5 月16日
チェックコード生成機の借入れ	愛媛県警察本部警 務部会計課 愛媛県松山市南堀 端町2番地2	平成20年 6 月27日	日本電子計算機株式会 社 東京都千代田区丸の内 三丁目4番1号	434 <i>2</i> 59円 (月額)	一般競争入札	平成20年 5 月16日
暗証番号発行機及びIC免許証確認 機の借入れ	愛媛県警察本部警 務部会計課 愛媛県松山市南堀 端町2番地2	平成20年 6 月27日	日本電子計算機株式会 社 東京都千代田区丸の内 三丁目4番1号	846 <i>4</i> 05円 (月額)	一般競争入札	平成20年 5 月16日
申請受付機及びIC免許証読取機の借入れ	愛媛県警察本部警 務部会計課 愛媛県松山市南堀 端町2番地2	平成20年 6 月27日	日本電子計算機株式会 社 東京都千代田区丸の内 三丁目4番1号	2 ,110 ,374円 (月額)	一般競争入札	平成20年 5 月16日